

事 務 連 絡

令和2年3月27日

各施設等管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長

村 田 由 佳

高齢者施設等における新型コロナウイルス集団発生防止と
感染疑い事例が発生した場合の備えについて

平素より、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止については、2月25日付事務連絡のほか、厚生労働省からの介護保険最新情報（3月19日付 vol.791 及び3月25日付 vol.793）などで感染症対策の徹底等をお願いしているところです。

現在、都においては感染爆発の重大局面を迎えていることを踏まえ、別添のとおり、集団発生防止に向けて必要な事項を整理するとともに、感染の疑い事例が発生した場合に備えておくべき事項を取りまとめました。各施設等におかれましては、既に様々な対策を重ねているところと存じますが、本事務連絡も参考にして、今一度体制を確認していただきますよう、お願い申し上げます。

(別添)「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

○ 特養・老健・介護医療院・軽費・養護

施設運営担当 電話 03-5320-4264

○ 有料老人ホーム

有料老人ホーム担当 電話 03-5320-4296

新型コロナウイルス集団発生防止と感染疑い事例が発生した場合の備え

集団発生防止に向けた取組

1 集団発生防止

- ・各施設で作成している感染症の予防等の指針や感染対策マニュアルに基づく取組を徹底する
- ・職員（事務職・送迎担当・ボランティア等を含む）は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底する
- ・職員は、家族の健康管理に努めるとともに、健康状態を把握しておく
- ・面会についても、緊急やむを得ない場合を除き、制限が望ましく、面会を行う場合でも、体温を計測し、発熱が認められる場合には面会を断る
- ・委託業者等についても、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行い、立ち入る場合には体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断る

2 職員（家族含む）の渡航自粛、集会参加自粛等の徹底

- ・職員が外国から帰国した場合は、14日間の外出自粛を求める
- ・施設内外の会議等についても、できる限り対面での集合を避けるため、延期や中止のほか、書面、電話、インターネットによる開催を検討する。やむを得ない会議等は、議題・人数・時間を制限した上で、換気や会場の広さなどに留意する
- ・職員のプライベートにおいても、イベント等への参加や飲食を伴う集まりをできるだけ控えるよう求める

感染疑い事例が発生した場合の備え

厚生労働省事務連絡（※）の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」（以下、「別紙」という。）に掲げられた事項を速やかに実施できるよう、以下の取組を行う。

1 施設における連絡体制

- ・施設長等への連絡体制及び施設内での情報共有体制の確認
- ・当面は、協力医療機関に相談するとともに、感染疑い事例が発生した場合は

保健所に設置されている帰国者・接触者電話相談センターに電話連絡し、指示を受けることの周知

- ・ PCR 検査を受けることになった場合及び検査結果（陰性であった場合も含む）を区市町村及び都に連絡することの確認
- ・ 入所者の家族等への連絡体制の確認（個人情報に配慮）

<関係連絡先>

- ・ 帰国者・接触者電話相談センター
- ・ 区市町村の所管部署
- ・ 東京都

平日（9：00～17：00）

（特養・老健・介護医療院・軽費・養護）施設運営担当 03-5320-4264

（有料老人ホーム）有料老人ホーム担当 03-5320-4296

休日・平日夜間（17：00～9：00）

（施設共通）S0000269@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は、「【コロナ関連】施設種別・施設名」としてください。

【コロナ関連】の文言がないと、報告内容の確認ができません。

2 発生後の施設運営体制（万一の事態には、保健所と連携して対処）

- ・ 消毒・清掃等の実施方法の周知及び必要となる資器材の確認
- ・ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定方法の確認
- ・ 濃厚接触が疑われる利用者に係る対応方針の策定

3 別紙には記載がないが、予め準備しておくべき事項

- ・ 施設の一部使用制限や職員の自宅待機等により、サービスの縮小を余儀なくされた場合に備え、事業継続計画（BCP）の確認
- ・ 報道機関等、外部への連絡責任者の確認と、人権や個人情報保護に配慮した情報発信が必要であることの確認

※ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡